

神奈川県主任介護支援専門員更新研修対象者について

神奈川県に登録している又は神奈川県内で勤務している主任介護支援専門員であって、次の①から③のすべてに該当し、かつ次のアからカまでのいずれかに該当する者とする。なお、アからエについては、研修申込開始日が属する月の前月から起算して過去5年以内で、かつ主任介護支援専門員研修修了後に行ったものを対象とする。

- ① 有効な介護支援専門員証を保有している者
- ② 神奈川県に介護支援専門員の登録をしている、又は神奈川県内で介護支援専門員として就業していること。
- ③ 主任介護支援専門員修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者

ア 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。「介護支援専門員に係る研修」とは、介護支援専門員を対象とした、介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関する研修で、実施主体が以下のaからeのいずれかであるものとする。ただし、職員として業務を行う上で必要な基本的な知識・技術を習得するための研修は除く（マナー・接遇研修、自身のメンタルヘルスに関する研修等）。

なお、ファシリテーターの経験は介護支援専門員法定研修（実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）における経験に限る。

- a 介護支援専門員法定研修実施機関
- b 介護支援専門員連絡会、サービス事業所連絡会、医療・介護・福祉に係る職能団体又は学術団体
- c 都道府県、市区町村
- d 地域包括支援センター
- e 社会福祉協議会

イ アのaからeに定める団体が開催する、介護支援専門員を対象とした介護支援専門員に係る専門的知識又は技術に関する法定外の研修等に、ひとつの年度（4月から翌年3月まで）内で4回以上参加した者。

ウ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。

エ 神奈川県介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」において、研修受講者を受入れ、実習指導者として受講者の指導をした実績がある者

オ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

カ 専門学校や大学で、現に教員として医療・介護・福祉の分野において教育にあっている者